

No.9	事業名 予防接種事業（B型肝炎）	補正 予算額	9,163 千円
------	------------------	-----------	----------

## 1 事業目的、趣旨等

予防接種は、感染症対策において最も基本的かつ有効であることから、法律に基づく予防接種（定期接種）として、主に集団の感染予防に重点をおいたA類疾病と、主に個人の重症化予防に重点をおいたB類疾病が制度化されている。

平成28年6月22日、予防接種法施行令の改正政令が公布されたことにもない、本年10月1日から新たにB型肝炎の予防接種を定期接種（A類疾病）として実施する。

## 2 事業概要

### (1) 内容

B型肝炎ワクチンについて、通年協力医療機関での個別接種を実施する。

対象者：平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者

接種方法：生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種する。

接種回数：3回

接種費用：無料

備考：任意接種としてB型肝炎ワクチンを受けたことがある者は、その回数の接種を受けたものとみなす。

### (2) 事業期間

平成28年10月1日～

### (3) 事業主体

豊岡市

### (4) 全体事業費

9,163 千円